

地域密着型サービス・介護予防支援

指定申請ガイドブック

米子市長寿社会課

担当窓口

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第二担当

TEL : 0859-23-5104

FAX : 0859-23-5012

Eメール : choju@city.yonago.lg.jp

令和7年7月更新

地域密着型サービス・介護予防支援事業所 開設希望の方へ

1. 概要

(1) 地域密着型サービスの指定について

地域密着型（介護予防）サービスは、米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、整備数を見込んでいるため、事業所開設をお考えの際には、まずは米子市長寿社会課まで今後の整備方針についてお問い合わせください。また、公募を行うサービス種類については、公募要領に従ったスケジュール等になりますので、別途ご確認ください。（令和6年度～令和8年度の第9期介護保険事業計画では公募は行いません）

(2) 介護予防支援の指定について

介護予防支援は令和6年4月介護保険制度改正により居宅介護支援事業所も指定申請を行うことが可能となりました。申請後の協議スケジュールについて、地域密着型サービスの指定スケジュールと同様の取扱いになりますので、本紙のスケジュール等についてご確認ください。

2. 指定の流れについて

- ① 事前相談（法人→市）
- ② 「指定事前確認届出書」の提出（法人→市）
- ③ 事前協議（質疑応答、指導、助言）（法人⇄市）
- ④ 「指定申請書」一式提出（法人→市）
- ⑤ 現地確認（市→法人）
- ⑥ 地域密着型サービス運営委員会での意見聴取（市）
- ⑦ 指定書通知（市）
- ⑧ 指定（事業開始）（法人）

※協議内容、状況により前後する可能性があります。

3. 指定に関する様式について

手続きに必要な様式については、米子市長寿社会課のホームページ「介護保険事業所の申請等に係る様式」に掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。

トップ > 市の組織 > 福祉保健部 > 長寿社会課 > 事業者向け情報 > 介護保険事業所の申請等に係る様式（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）

4. 指定の事前相談・事前協議について

指定手続きの円滑な実施及び指定事業者の基準等に適合した適正な運営の確保を図るため、開設しようとする者と市との間で事前に協議を行います。

指定の希望があれば、まずは「地域密着型サービス指定事前確認届出書」または「介護予防支援指定事前確認届出書」を提出してください。

その後に、指導・助言等行いながら、指定申請書一式を作成いただきます。協議によっては相当の時間を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

また別紙、「米子市地域密着型サービス等新規申請時チェックポイント（申請書以外）」を用意していますので、必ず確認いただくようお願いします。

5. 指定申請スケジュール

米子市の指定する、地域密着型（介護予防）サービス・介護予防支援のサービス提供を行う事業者について、「米子市地域密着型サービス運営委員会」による意見を反映させ、適切なサービス確保に努めています。

指定にあたり、事前に米子市地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取することから、次の日程により指定申請を受け付けます。

※指定申請締切日の時点で申請書類が不備なく揃っていることが必要です。

※指定日は原則1日付けで行います。

※米子市地域密着型サービス運営委員会は事業者の出席は不要です。

日程	内容
随時	事前相談、事前協議
5月1日（土日祝日は翌開庁日）	指定申請提出〆切
6月中	地域密着型サービス運営委員会での意見聴取
7月1日	事業所指定日
9月1日（土日祝日は翌開庁日）	指定申請提出〆切
10月中	地域密着型サービス運営委員会での意見聴取
11月1日	事業所指定日
翌年1月1日（土日祝日は翌開庁日）	指定申請提出〆切
2月中	地域密着型サービス運営委員会での意見聴取
3月1日	事業所指定日

例：指定日を7月1日希望とした場合

⇒事前相談・協議	指定申請書提出	意見聴取	意見反映	指定
随時進捗	5月1日まで	6月中	指定日までに	7月1日

※例は最短でのスケジュールですので、進捗次第では指定日が遅れることがあります。

6. 指定後の取扱いについて

(1) 指定更新

指定の有効期間（通常6年間）以降も事業を継続するためには新規指定を受けたときと同様の指定更新申請が必要です。期限の到来する事業所には期限までに通知を行っています。通知の内容に従い、手続きをお願いします。

(2) 変更届出

事業所、または事業者の内容に変更が生じた場合、変更が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がありますので、遅滞なく届け出てください。変更に伴い、各指定基準に違反が生じないか、変更を行うまでに十分に検証してください。

(3) 休止・再開・廃止届出

事業を休止・廃止するとき、または休止した事業を再開するときは、1ヶ月前を目途に届け出てください。休止期間は最大1年間とし、1年後に必要であれば再度休止届出を行ってください。また、休止中に指定期限日が到来すると、指定の効力を失うことになります。

(4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算・減算）

新たに加算を算定する場合、または区分を変更する場合は届け出てください。なお、届出受理日より算定開始日が異なりますので、ご注意ください。また、減算の場合は、速やかに加算変更の届出を行い、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、その算定を行わないでください。

7. 事業所の整備に伴う補助金について

地域密着型サービス事業所の開設に伴う費用について、補助金を活用できる場合があります。活用を希望される場合、補助金について別途協議が必要です。スケジュールについても鳥取県と米子市の予算措置が必要となりますので、さらに事前の準備期間が必要です。詳細については、相談時期、整備内容により大きく異なりますので、別途ご相談ください。

8. よくある質問集

Q1 相談・申請は予約が必要ですか。
A1 必要です。電話またはメールであらかじめご予約ください。 長寿社会課介護保険第二担当 TEL:0859-23-5104 Eメール: choju@city.yonago.lg.jp
Q2 協議書類、申請書類は郵送、Eメールでも提出できますか。
A2 指定申請書一式は原則「電子申請届出システム」にて受け付けます。協議書類に関しては、郵送、Eメールでも受付は可能ですが、協議内容によっては来庁を依頼しますので、ご承知ください。一般的な質問などはEメールを活用いただければご回答いたします。 ※電子申請届出システムについて…米子市HP「事業者向け情報」参照。
Q3 介護予防サービスの指定を同時に申請する場合、申請書類はそれぞれ作成する必要がありますか。
A3 同一の事業所で一体的に運営する場合、申請書類、添付書類は一部でかまいません。地域密着型通所介護において、要支援の利用者および事業対象者に対してサービス提供する場合には、米子市介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受ける必要があります、申請書一式が別に必要です。
Q4 申請書の提出後、指定されるまでの間に、申請内容と異なる状況になったのですが、どうすればよいですか。
A4 早急に担当窓口へご連絡ください。状況によっては、一旦申請を取下げ、改めて申請書を提出されることもご検討ください。
Q5 指定申請時には体制が整わないのですが、指定予定日までに体制を整えれば問題ないですか。
A5 指定申請時点で体制等要件が整っていることが必要です。体制等が整わないと申請をすることができません。
Q6 事業について、素人なのですが、なんでも相談に乗ってもらえますか。
A6 長寿社会課では、介護保険に関わること（介護保険法上）で指導・助言を行います。その他の、介護保険法以外の法令に関わることについては専門機関等にお尋ねください。例えば、収支計画、会計処理などについてのご質問等は、金融機関、税務署、税理士事務所などの専門機関等にご相談されることをおすすめします。